

事 務 連 絡  
平成16年11月30日

私立大学(短期大学を除く)を  
設置する各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局  
私学部私学助成課

「私立大学学術研究高度化推進事業」による  
研究成果の取り扱いについて

標記について、今後、以下のとおり取り扱うこととしますので、貴法人が所管する大学で、標記事業を実施している研究組織に対し、周知のほどをよろしくお願いします。

記

(1) 学会誌等

研究組織に所属する研究者等が、標記事業により実施した研究成果に係る論文・著書等を執筆する場合は、文末に、例えば、「文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業（平成〇〇年度～平成〇〇年度）」などと記載し、補助事業で実施している研究である旨明記すること。

英文で記載する場合は、“High-Tech Research Center” Project for Private Universities: matching fund subsidy from MEXT (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology), 2002-2006 というように、文部科学省の私学助成による研究事業であることと、研究期間を明記すること。継続事業である場合も、新規事業と同様の方法で記載すること。

なお、文字制限の関係で十分なスペースがとれない場合は次の例を参考に略称を用いても良い。

本研究は文部科学省のハイテク事業による私学助成を得て行われた。  
This work was supported by MEXT. HAITEKU(採択年度)

(2) 新聞等

研究代表者等が私立大学学術研究高度化推進事業による研究の成果を新聞・雑誌等に発表する場合（研究期間の終了後を含む。）には、下記の例を参考に発表用資料に文部科学省から交付された補助金による研究であることを明らかにすること。

〔例〕〇〇大学の□□教授らのグループでは、文部科学省「学術フロンティア推進事業」による研究の成果として、△△△△であることを明らかにした。

### (3) 学会発表等

学会や講演会で研究成果を発表する際には、私立大学学術研究高度化推進事業による研究であることに触れ、プロシーディングなどにも上記(1)の例にならって記載すること。

また、当該事業により研究会・シンポジウムを開催する場合、案内状及び配付資料等について、例えば、「文部科学省学術フロンティア推進事業」など、文部科学省及び事業名称を明記すること。

### (4) 閲覧等

研究機関は、文部科学省に提出した研究成果報告書(冊子体又は電子媒体)を当該研究機関の図書館等にも配置し、閲覧、文献複写サービス等に供すること。

### (5) 研究成果により得た特許の帰属等について

各大学に規程がある場合はそれに基づくが、ない場合は、当該研究成果に対する寄与度により、当該大学・共同研究の相手方機関又は研究者個人のいずれに所属することとなる(もしくは共有することとなる)かについて、当該大学内の特許委員会等合議体で判断し、決定すること。

また、機関帰属する場合であっても、発明者に対する補償制度を設けるなど、その研究意欲を高められるよう配慮すること。

#### (参考) 各事業の英語名称について (例)

ハイテク・リサーチ・センター整備事業

"High-Tech Research Center" Project

学術フロンティア推進事業

"Academic Frontier" Project

産学連携研究推進事業

"University-Industry Joint Research" Project

社会連携研究推進事業(平成17年度新規予定)

"Collaboration with Local Communities" Project

ベンチャー研究開発拠点整備事業(平成13年度事業)

"Collaboration with Venture Companies" Project

バイオ・ベンチャー研究開発拠点整備事業(平成12年度事業)

"Collaboration with Bio-Venture Companies" Project

オープン・リサーチ・センター整備事業

"Open Research Center" Project

私学助成

Matching Fund Subsidy for Private Universities

文部科学省

The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology(MEXT)